

高校生活を送るにあたっての遵守事項

中学校と異なり、種々の選択肢の中から「自ら選んだ虎姫高校」という自負こそがあらゆる学校生活の基本です。つまり、高校とは、何事も自ら前向きに取り組むところなのです。そのため、常識をわきまえ、自分で考えて行動し、行動の結果に責任を持つことが求められます。このことは、それだけ自分自身に対して甘えが許されないということです。高校3年間をより有意義なものにするため、特に次の点に留意してください。

1. 学生生活

①規範意識を高く

「この程度のことなら、誰も見ていなければいいだろう」といった軽い認識と甘さは許されません。責任をしっかりと直視できるだけの規範意識を持ってください。

②「けじめ」と「めりはり」

本校における学校生活の第一は学習ですから、始業時間の8時25分は厳守してください。また、家庭での学習時間を確保するために放課後のあらゆる活動は原則、18時30分までに完全下校となっています。

放課後は時間を使っての部活動です。短時間で効率的な活動をしてください。

③所持品

学校生活を送るにあたっての必要な所持品については、次のことに留意してください。

- ・生徒証明書は常に所持し、何時でも提示できるようにすること。
- ・所持品には必ず記名し、各自の責任で管理すること。
- ・貴重品は必ず身につけておくこと。
- ・校内において物品を拾得または紛失したときは生徒指導課に届け出ること。
- ・学習活動に不必要的ものは、校内に持ち込まないこと。

④その他の留意事項

- ・アルバイトは原則禁止です。
- ・昼食は弁当持参です。生徒の安全管理の観点から、休み時間に校外に出ることは禁止です。

2. 「3+1ない運動」について

「バイクに乗らない」、「免許を取らない」、「買わない」、「親は子どもの要求に負けない」という滋賀県高等学校PTA連合会の自主規制を厳守してください。この運動

が実施されて以来事故件数は激減していますが、それでも死亡事故は少なくありません。本校ではバイクによる事故、自主規制違反はありませんが、自転車の通行規則の厳守などを含めて、「いのちを大切にする」生活を送ってください。

3. 通 学

通学は多くの生徒が自転車を利用しています。通学については、次の点に気をつけてください。

- ①通学路を確認すること。（学校周辺では通学路が決められている）。
- ②自転車の並列運転、傘さし運転、二人乗り、スマートフォン等を見ながらやヘッドホンやイヤホンで音楽を聴きながらの運転は法令で禁止されている。交通規則を遵守すること。
- ③自転車は防犯登録を受けるとともに学校指定のステッカーを貼ること。
(JR通学者で、虎姫駅—学校間で自転車を利用する人もステッカーを貼ること。)
- ④いかなる場合でも、自転車を離れるときは施錠すること（二重ロックを心がけること）。

4. 服裝・頭髪等規定

服装・頭髪等は、生徒としての品位を保つもので、本校生らしく清潔端正なものにしてください。そのため、次の点に留意し、規定を厳守してください。

(1) 制服

男女共通

- ・登下校は、必ず制服（上着）を着用すること。
- ・衣替えには、適切な移行期間を設ける。
- ・インナーを着用する場合は、学校指定のもの（紺・グレーのベスト、紺のセーター）、あるいは華美でない色のものを着用すること。
- ・制服の袖及び裾からインナーが見えないようにすること。
- ・フード付きインナーは着用禁止とする。
- ・学校指定インナーは、校内で制服として着用してもよい。
- ・夏服時及び移行期間は、気候に応じて指定インナーでの登下校を認める。
- ・移行期間、指定インナーでの登下校を認める。
- ・式等（冬服時）は、必ず制服（上着）を着用すること。
- ・職員室に入室するときは、コート類を着用しない。
- ・ボタンをしっかりとしめること。

男子

- ・黒の標準学生服で、校章入りボタンをつけ、左襟に襟章をつける。
- ・学生服の下は白カッターシャツとし、裾はズボンの中に入れておくこと。

女子

- ・セーラージャケット、ブラウスとスカートまたはスラックスを組み合わせて着用する（すべて学校指定のもの）。襟は制服の上に出さない。
- ・スカートの丈は膝の中心にかかる長さ（購入時）であること。ジャージ等を下に着用しない。
- ・ストッキングは華美でない色（黒、紺、グレーなど）とする。厳寒期には、レッグウォーマー等を着用してもよいが、ストッキングと同様の色合いとする。

（2）頭髪

- ・高校生らしく端正にして、常に清潔を保つこと。
- ・染色、脱色、加工などを禁止する。

（3）装身具

頭髪を止めるもの以外一切身につけないこと。バッヂ・ネックレス・ピアス・イヤリング・エクステンション・指輪・化粧・マニキュアなどは禁止する。

（4）上履き・下靴・靴下・レインコート・防寒コート

上履きは、指定のスクールサンダル（学年指定色ライン入り）とする。その他のものは、華美な色合いや柄を避け、通学に適するものとする。

5. スマートフォン等携帯通信機器の使用について

近年、スマートフォン等携帯通信機器を使ったさまざまな事件やトラブルが発生しています。使用する際は、十分に気を付けること。本校では、基本的に「スマートフォン等は学校に不要のものである」というスタンスです。ただ、登下校などにおける緊急時の連絡ツールとして必要性があるため、学校への持ち込みを認めています。

- ①朝のSHRより放課後までの昼休みを除く時間は、電源を切りカバンの中に入れること。
- ②昼休みの使用は認めるが、必要最小限にとどめること。また、校内での歩きスマホなどはしないこと。
- ③校内のコンセントで充電などをしないこと。

以上の使用時間のルールを守り、かつ使用マナーを守るとともに、情報の収集・発信において法令違反や人権侵害とならないよう、十分気をつけてください。